

令和3年度第2回酒田市介護保険運営協議会 議事録

日 時：令和3年11月30日（火）午後3時～午後4時20分

場 所：酒田市役所本庁舎7階 703号室

出席者：糟谷優佳委員、高橋美恵子委員、阿部建治委員、鎌田剛委員、奥山悟委員、阿部直善委員、村上悦美委員、佐藤久美委員、石原琢也委員、井畑絹子委員 以上10名

欠席者：朝岡剛委員

事務局：健康福祉部長、福祉課長、健康課長、介護保険課長、介護保険課長補佐、介護保険課予防支援主査、予防支援主査兼係長、介護認定主査兼係長、事業管理主査兼係長

委嘱状交付

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議

(1) 令和3年度酒田市介護保険事業実施状況について（資料1）

委 員 通所介護の利用実績が多いのはわかったが、訪問介護の執行率が若干見込みより少ない理由は、

事務局 P5ページの第8期計画値との比較の執行率については、第8期計画のサービス量、給付費を推計するにあたって、令和2年度の後半に推計を行ったわけであるが、その際、直近の利用状況や令和元年度の利用状況を見ると、訪問介護の利用が伸びた状況であった。そういった中で推計したわけだが、今年度に入ると思ったより伸びていないということで、執行率が低い状況となっている。また、他地域との比較の中では、訪問介護の給付費について鶴岡市が大きく、酒田市が小さいという状況であった。この点について、いろいろ分析を行ったところ、訪問介護の事業所数は鶴岡市とほぼ同じくらいである。推測になるが、ほぼ全ての介護サービス給付費について鶴岡市の方が大きい状況にあるが、1つだけ、小規模多機能型居宅介護については酒田市の方が大きくなっている。小規模多機能型居宅介護については、訪問、通い、宿泊、この3つのサービスを提供するサービスであるが、酒田市ではこのサービスの中で訪問サービスが実施されているため、鶴岡市より訪問介護サービスが少なくなっているのではないかと見ている。

委 員 訪問介護を利用している方がセットで訪問看護を利用している場合があるのであれば、鶴岡市との比較において在宅の医療介護の連携体制という部分に視点を当てて検討の余地があると感じた。ただ、今の説明にあった多機能も要因の一つであると思った。隣の市ながら、8日ぐらゐ利用実績に開きがあることに違和感があったので質問した。

委 員 P13の特別養護老人ホーム待機者数の推移の(2)で在宅の待機者数が一番多い割合になっているが、こちらの方には、例えば短期入所生活介護の利用も含まれるなどそのような状況は把握されているのか。

事務局 令和3年5月に特別養護老人ホームの待機者数の詳細な調査を実施している。5月時点では待機者全体では702名であった。その中で、いわゆる上位待機者は231名であった。この231名のうち、121名が在宅で待機していたが、その内70名ほどが短期入所生活介護を利用しているということは把握している。したがって、現在居宅で待機している方については、一定程度短期入所生活介護を利用していると認識している。

委 員 全部が全部ではないと思うが、やはり短期入所生活介護（ショートステイ）に関して、ありえない言葉であるが、ロングショートという形で特別養護老人ホームを待っている方が多くいる。先ほど給付費の実績の説明で短期入所生活介護が多いということであったが、そういう状況は本来の意味の介護保険には矛盾しているのではないかといつも思う。ずっとショートを利用して特別養護老人ホームに入所と

というのは雰囲気が違うのではないかと常々思っていた。

会 長 ロングショートというのは、29 間日入所して、1 日、2 日を自費で入所して、また介護給付で入所するということか。

委 員 そういう方も中にはいる。

会 長 利用者の立場から意見はないか。

委 員 私はあまり短期入所生活介護の利用はほとんど行わなかったが、在宅で両親を見てきた。私は介護施設でも仕事をしたが、やはりロングショート、それ以上に亡くなるまでショートを使うという方もいた。ショートを予約しても空きがありませんと言われていた。その時はロングショートの存在がわからなくて、予約できないものなんだと思った。短期で利用ができると家族も休めるので、そのようになればいいと、仕事をしているときに思った。

委 員 私の家族も要介護 1 から住宅型老人ホームに入所して、その後ロングショートで 2 年くらい居て、今はグループホームに移動した。家族としてはあまり知識がないので、ショートだからあまり居れないのかと思うと、ずっと居れますよと言われて、どういう仕組みなんだろうと思った。最近、地域密着型介護老人福祉施設が建設されたが、これを増やすということは大変なのか。待機者を減らすためには、特別養護老人ホームを建てればいいのかと思うが、これは難しく、何年もかかる事業になるのか。

会 長 そのことについては、本日の他地域との分析資料のように特別養護老人ホームについても同様の資料はないのか。それも合わせて、説明をお願いします。

事務局 他地域との分析資料については、厚生労働省の見える化システムを活用して出力するものになっている。その中で出力できるデータが決まっていて、施設サービスについて出力できるか確認する。出力できなければ、月報のデータ等を活用して、次回の運営協議会で示したい。昨年度、29 人定員の地域密着型介護老人福祉施設が建設された。特別養護老人ホームを建てるには、事業所にとって資金が課題となる。この資金を事業所だけで負担するのは大変であるので、国、県の補助金はある。別の課題として、介護人材の問題がある。新たに 100 人定員の特別養護老人ホームを建てようとしても、運営に必要な人材の確保が難しいと考える。もう 1 点は、特別養護老人ホームを建てると、介護保険料が高くなる。待機者の推移もあるが、そういうことを総合的に踏まえながら、今後の施設整備については検討する必要があると考える。

会 長 今の 8 期計画期間中は建設の計画はないということであった。入所待機者にとっては、1 年間という期間が長いかわずいぶんそれは差があると思うが、上位待機者のうち多くは 1 年ぐらいの間には入所できていると理解してよろしいか。

事務局 そのように認識している。

委 員 入所まで数年もかかったという話も聞く。今の話とのギャップもある。資料に、特別養護老人ホームで要介護 2 以下の方の待機も書いているが、申し込みするときは要介護 3 以上でないと申し込みを受けないということもあったように思う。それは、要介護 2の方が近いうち要介護 3 になるというので申し込みを受け付けているのか。

委 員 老人保健施設にも要介護 1、2の方がたくさんいる。それで、特別養護老人ホームに、要介護 1、2の方を受け付けるか聞いたが、受け付ける所は受け付けていただいた。別枠で要介護 2 以下の名簿を作っているの、受け付けないということはないとのことだった。

委員 要介護1くらいでも待機者の中に入っているということか。

委員 ただ、そのような方々は入所の順番は最後になる。

委員 要介護1、2の方というのは、特例入所という要件が4つあって、そこに該当するかというところがまず入所を判定する際に基準となる。

委員 特例というものはどういうものか。

委員 1人暮らしでどなたも介護できる人がいないなど。

会長 いろいろな情報がある中で、ケアマネジャーとしっかり意思疎通を図るということが大事だと思う。

委員 P20の元気シニアボランティア事業について、目的は介護予防だと思うが、これはいきいき百歳体操のように体力測定を行って、介護予防に繋がっているか評価はされているか。

事務局 評価までは行っていない。

委員 男女どちらの参加が多いのか。

事務局 人数は把握しているが、男女比までは把握していない。

委員 いきいき百歳体操の方は女性の方が多いか。

事務局 女性の方が多い。

委員 元気シニアボランティア事業を介護予防の目的で行うということであれば、いきいき百歳体操になかなか男性が来ないということで、元気シニアボランティア事業へ男性が寄せられていく傾向があるならば、すみ分けをして、男性の介護予防のツールとして、元気シニアボランティア事業を有効活用できるのではないかと思う。

会長 若浜地区で行っているいきいき百歳体操などには、男性のシニアボランティアの方が来ている。ただ、これが例外なのかどうか今はわからないので、私の方で分かれば次回報告したい。

委員 P4でサービス利用者数の推移があるが、平成29年度に総合事業がスタートしてから、在宅サービス利用者が300人減となっているが、この方々は総合事業に漏れなく移行しているということか。

事務局 そのとおりである。

会長 移行した方々については、P5～8のサービス利用量などには含まれず、P14の総合事業実施状況に記載されているということか。

事務局 そのとおりである。

会長 P2の介護認定について、コロナで認定期間を延長した措置は今も続いているのか。

事務局 今も続いている。

会 長 | それが終わらないと、認定更新の件数はこれまでの件数と比較できないということになるか。

事務局 | 以前よりは少なくなっている。当面の間の措置ではあるが。

会 長 | コロナの措置で認定期間を延長したということであれば、更新者数は少なくなっているということか。

委 員 | 自動で同じ介護度で12か月更新となる。

会 長 | コロナでの認定期間延長と更新の関連はどうなるか。

事務局 | P2の(1)の表の中に、コロナによる有効期間延長233件とあるが、これは更新の件数1,306件とは別で更新の件数には含まれていない。

会 長 | 令和元年度まで3,000件あったものが、令和2年度から2,000件、令和3年度は半年で1,300件とあるが、それは更新されてない方が多いということか。この数字の差はどう見ればいいのか。

事務局 | その年によって、更新の件数に波が出るのは、認定有効期間の設定の関係で、現在、認定有効期間は標準では2年間と3年間と、今年の4月で法改正があり4年間となっている。それぞれ有効期間が何年になるかで次の更新のタイミングがずれてくる。最近の更新の件数の増減は、その認定有効期間の設定の関係がある。

会 長 | そうすると、この表を見て、更新する人が減ったという話ではないということか。

事務局 | そのとおりである。

会 長 | 先ほどの特別養護老人ホーム等の施設サービスの給付費の分析資料について、あれば次回の協議会に提出をお願いする。

4 報告

(1) 介護人材状況調査の結果について(資料2)

会 長 | 調査結果では、退職して継続雇用した方は、退職の数に入って新規採用の数にも入っているのか。それから、職員が足りなくてシルバー人材センターからスポットで来てもらっている方は非正規職員に入っているのか。また、デイサービスの送迎の運転手を雇っている事業所もあるかと思うが、そのような方もこの調査の介護人材として入っているのか。

事務局 | シルバー人材センターについては、非正規職員の回答には入っていない。あくまでも事業所で直接雇用している方が対象となっている。それから、正職員で退職した方については、調査では正職員の退職にカウントしている。その後、継続雇用するということであれば、非正規職員の採用にカウントする内容で調査に回答いただいている。デイサービスの送迎の運転手のカウントについては、調査ではそこまで細かく示していないが、事業所が直接雇用しているのであれば、カウントして回答しているものと思われる。この点は、次回の調査の際に明確にしたい。

委 員 | 私もこの調査に回答したが、送迎や調理のスタッフは回答に入れていない。P2の将来の採用については、とても回答が難しかった。どう答えればいいのか、今後の退職者は定年であればカウントできるが、諸事情で辞める職員もいるため、とても難しかった。見込みとしてしか回答できなかった。そのような事業所は多かったと思う。それから、年齢別のところで、20代、10代が少ないので、これは危

ないと思っている。私の事業所では、若いスタッフ、20代、30代が多いので、このような結果だったことについてはびっくりしている。

会 長 先ほど説明はなかったが、協議の資料1のP15で就労的活動支援コーディネートの機能の強化について、まだ実績はないわけだが、例えば、先ほどのシニアボランティアの方々とか、それからここで話題となっている介護助手については関連して検討しているのか。

事務局 連携して進めていきたいと考えている。

会 長 当方のヘルパーはタブレットを導入して仕事が効率的になったと話している。ICTの導入には、県の補助金もあり、市としても推進していくということが検討課題と考えているようだが、予算を伴う形で考えてもらわざる得ないと思う。

委 員 11月2日に介護助手の面談会があったようだが、参加人数は多いものか。

事務局 この面談会には私も参加してきた。全体で30名ぐらい参加していた。当日は、最初に、講師をお迎えし、介護助手とはどのようなものなのか説明が行われた。その後、庄内地区にある介護事業所と面談できる形での面談会であった。介護事業所は7事業所ほど参加していた。

委 員 私はデイサービスで勤務したが、その中に介護助手の方が新しく入ってきて、その方は65歳以上の方だった。要するに介護福祉士など介護する人がやっぱり手が足りなくて、例えば食事介助はできない、食事の配膳、あとお風呂から上がったら髪を乾かすなどそういった一般的なことはできるが、介護する人に関わる、例えばトイレに連れていく、そこで転んだら誰が責任を取るのかということになるので、いろいろなジレンマがある。介護助手の方とは仲良くなったが、1人というのがとつてもつらいと、介護福祉士の方はいっぱいいるけど、介護助手としては1人ということで相談する人がなかなかできない。年上ということもあり、年下に聞けない。そういうこともあったので、今回の介護助手の説明会や面談会をもっと広く実施されれば、もう少し介護の現場も変わってくるのではないかと思う。介護事業所としては給料面などで雇うことは大変だと思うが、やっぱり中心は介護福祉士など介護をする人なので、介護をする人の給料は上がると言われていたが、給料が上がるだけではそもそも人材が足りないのでは、大変ではないかと、私は7年間勤めて感じた。

会 長 介護現場で肩身の狭い思いをしている方もいるかもしれないので、その辺も意識した仕組みが必要でないかと改めてご指摘いただいたと思う。

委 員 調査結果を見ると、訪問介護の介護職員の人数が足りないということは私たちも感じているところではあって、訪問介護を使わないのではなく使えないということが結構ある。希望の時間帯によっては、入れたいけれどもそもそもヘルパーが足りなくて無理だと言われる。山間部ということでそれも多くて、訪問介護の介護職員の人数が足りないという状況がよくわかっている。介護保険を使うまでもないようなちょっとしたこと、そうした社会資源や元気シニアボランティア事業などがたくさんあると、介護保険を使わないけど高齢者が1人で暮らせることができれば、私たちケアマネも安心できる。社会資源がもうちょっとできて、元気シニアボランティア事業がもっと活発になってくるといいのかなと思う。今は人材確保と元気シニアボランティア事業がうまく噛み合っていない。

会 長 元気シニアボランティアの方々も介護しているわけではないので、いわゆるお手伝いをしている。そういった人達が介護現場に移れるようになれば、また別の展開になってくる。総合的に連携して良い方向を検討していただきたい。

5 その他

- 委員 | ここで話す案件ではないのかと思うが、自治会連合会の会長としてお伺いしたい。今日、福祉課長がいらっしゃるので、来年の11月に民生委員の改選があるが、民生委員は誰が推薦するのか。今、自治会長も高齢化となっており、どんどん変わっていて、変わるたびに何も知らないで民生委員を選んでほしいと言われて、すごくお怒りで、連合会の事務局に電話してきた方もいる。誰が推薦すればいいのか、民生委員は、推薦方法は法律に書いてあるのか。
- 事務局 | 今、法律までは分からないが、後ほど調べてご連絡する。今まで本市では、自治会長さんとコミュニティ振興会にご依頼を申し上げているというような形になっている。しかし、それも絶対ということではないかと思っている。
- 委員 | 我々は自治会長側として、コミュニティ振興会側は振興会側として組織が違う。市街地の自治会連合会179あるが、179は私が会長であるので毎月の集まりで民生委員の推薦の話をすればどうにか繋がるが、農村地域と旧3町は私権限がないので言えない。民生委員の推薦方法について、どこに書いてあるのか聞かれたことがある。今までやってきたから、そうなんでしょうと。私、琢成学区であるが45自治会がある。1人の民生委員が6つの自治会を担当している。調整とれるはずがない。その地区の民生委員はずっと空席となっている。あと、本町も空席だ。高齢化で自治会長もなる人がいない、民生委員になる人もいない、今から大きな悩みとなっている。今年度中に何かしら対応方針を示してもらえれば有難い。それからもう一つ、テレビで8050と皆さん、社会的におっしゃるが、この前、介護しているおばあちゃんが2人を殺してしまった。介護される人が2人を介護するというのは不可能だと思う。あのテレビを思い出すと言葉が出なくなるが、あれが自治会長の責任とまではいかなくても、自治会長がもっと見守りをしないのか、民生委員が見守りをしないのか、もしくは福祉隣組の人をお願いしていなかったのか、何が原因だったのか、私はそれを聞きたかった。今日、民生委員の責任者の方がいらっしゃるが、民生委員を責めても駄目だし、我々自治会長に来る。自治会長何してるんだって。周辺の方たちは、それまで我々の責任ではないという人もいるし、嫌々で自治会長になった方もいるし、様々な方がいらっしゃるので、みんな自治会連合会の方に電話が架かってくる。DVの方もいるし、様々な方がいるので、年間何回か包括支援センターに講習会に来てもらっているが、とても忙しいとのことである。その責任問題のこともあって、自治会長のなり手がなくなってきた。民生委員も3、4つの地域を持っている。私の自治会の民生委員は看護師のOBがいるのでいいが、隣の自治会も見てる。しかし、その隣の自治会長とはあまり仲が良くない。総会で新しく民生委員になった方だと紹介しているが、連絡が密にならない。その悩みもある。これから増々大変になってくる時代なので、私としては最終的には包括支援センターの力が必要だと思う。包括支援センターの機能強化をお願いしたい。
- 事務局 | 貴重なご意見をいただいたと思う。ちょうど今日見ていたが、民生委員の全国の広報誌ひろばというものがあるが、そこにきちんと来年の改選に向けて基礎自治体はしっかり取り組むようにと書かれていた。庁内で共有をしながら、きちんと準備を進めてまいりたいと思う。様々な課題を抱えている世帯、それから複合して課題を抱えている世帯、なおかつ発信しづらい状況にある方が大変増えていることは十分私どもも皆さんからお聞きしている。現在、令和4年度からの地域福祉計画を策定している。社会福祉協議会の地域福祉活動計画と合わせて、その辺をきちんと手当てできるような計画を立てながら、庁内の体制も含めて検討し、整えていきたいと考える。貴重な意見として内部できちんと受け止めさせていただきますと思う。

6 閉会